

第二次下松市再犯防止推進計画（案）

<目 次>

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け等	1
3 計画期間	1
4 計画の策定方法	1
5 再犯防止施策の対象者	2

第2章 犯罪情勢等について

1 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率	3
2 全国の新受刑者中の再入者数及び再入者率	4
3 山口県市町別刑法犯認知（発生地主義）状況	4
4 刑事施設出所者の帰住先情報	4

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本方針	5
-----------	---

第4章 市の取組事項

基本方針1 広報・啓発活動の推進	5
基本方針2 関係団体との連携強化及びサービスの確実な提供	6
基本方針3 就労・住居を確保するための取組の推進	9

第5章 「下松市再犯防止推進計画策定委員会」の設置等

1 下松市再犯防止推進計画策定委員会	11
2 下松市再犯防止推進計画推進本部	11
3 下松市再犯防止施策推進協議会	12

資 料

下松市再犯防止推進計画策定委員会設置規則	13
下松市再犯防止推進計画推進本部設置要綱	16
用語解説	18

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

全国の刑法犯の認知件数は平成14年（285万3,739件）にピークを迎えましたが、平成15年以降は減少を続け、令和3年（56万8,104件）には戦後最少となりました。

その一方、刑法犯により検挙された再犯者数も減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数が減少し続けているため、検挙人数に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は上昇傾向にあり、令和3年には48.6パーセントと刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

このような状況の中、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「法」という。）に基づき、国が策定する「再犯防止推進計画」が令和5年3月に、山口県が策定する「山口県再犯防止推進計画」が令和6年3月に、それぞれ必要な見直し等を行った「第二次再犯防止推進計画」「第二次山口県再犯防止推進計画」が策定されました。

本市においても、再犯防止施策を推進することで、住民が犯罪による被害を受けることを防ぎ、安全・安心に暮らすことができる社会の実現を目指し、本市が取り組む施策の方向性を明らかにするために第二次下松市再犯防止推進計画（以下、「第二次下松市推進計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け等

本計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

3 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。なお、今後の社会情勢の変化や国や県の計画の見直し等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

4 計画の策定方法

本計画の策定に当たり、民間団体や地域の人など、幅広い人からのご意見を参考にするため「下松市再犯防止推進計画策定委員会」を設置し、本計画の内容を検討しました。また、多くの市民の意見を反映した計画にするため、パブリックコメントを実施しました。

（1）「下松市再犯防止推進計画策定委員会」の開催

令和6年11月 1日 第1回下松市再犯防止推進計画策定委員会

令和7年 1月 日 第2回下松市再犯防止推進計画策定委員会

(2) パブリックコメントの実施

令和6年12月 日から令和 年 月 日の間、市ホームページなどでパブリックコメントを実施しました。

5 再犯防止施策の対象者

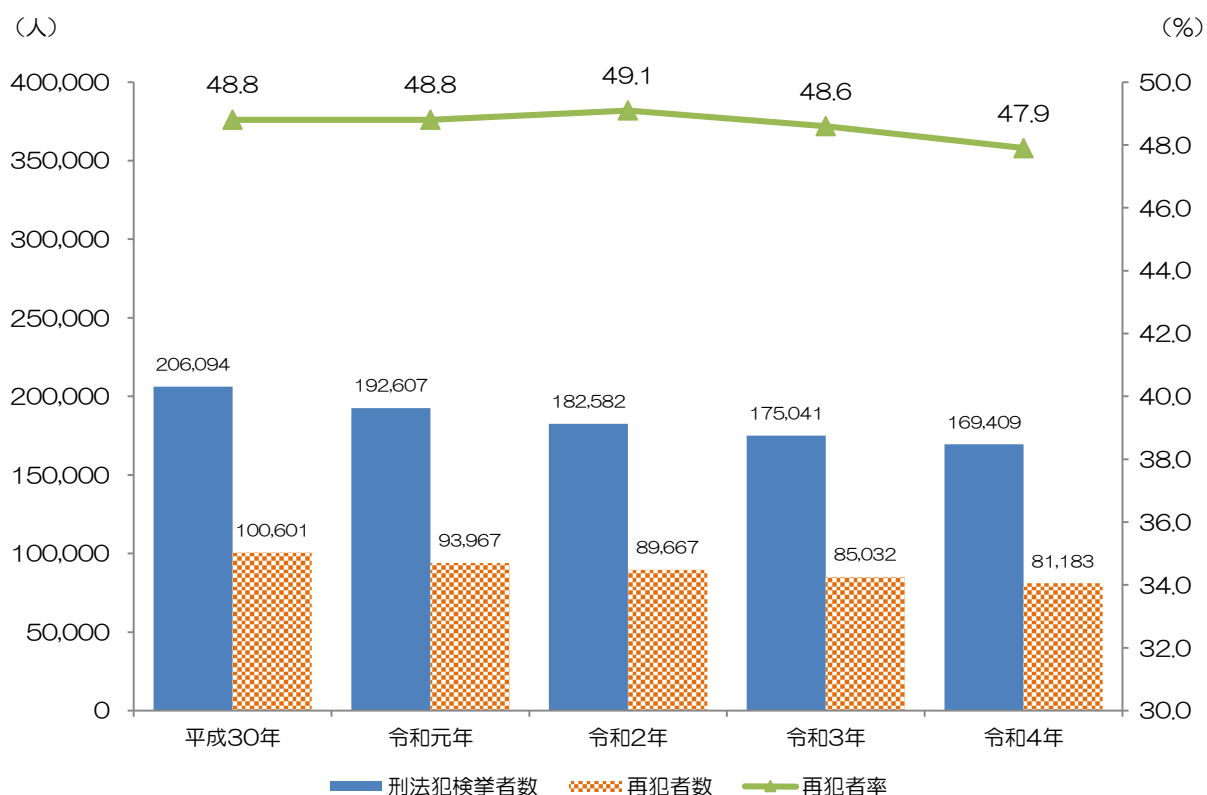
本計画において「犯罪をした者等」とは、法第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者を指します。

第2章 犯罪情勢等について

1 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

(単位：人、％)

	刑法犯検挙者数		
		再犯者数	再犯者率
平成30年	206,094	100,601	48.8
令和元年	192,607	93,967	48.8
令和2年	182,582	89,667	49.1
令和3年	175,041	85,032	48.6
令和4年	169,409	81,183	47.9



※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

※「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

～令和5年版再犯防止推進白書より～

2 全国の新受刑者中の再入者数及び再入者率

(単位：人、%)

	新受刑者数	再入者数	
		再入者数	再入者率
令和2年	16,620	9,640	58.0
令和3年	16,152	9,203	57.0
令和4年	14,460	8,180	56.6

※「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所した受刑者などをいう。

※「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。

※「再入者率」は、新受刑者数に占める再入者数の割合をいう。

～令和5年版再犯防止推進白書より～

3 山口県市町別刑法犯認知（発生地主義）状況

(単位：件、%)

	令和3年	令和4年	令和5年
山口県の認知件数（総数）	3,871	3,845	4,186
うち下松市の認知件数	171	155	178
下松市の割合	4.4	4.0	4.3

※「認知件数」は、警察において発生を認知した事件の数をいう。

～山口県警察ホームページより下松市作成～

4 刑事施設出所者の帰住先情報

(単位：件)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
山口県	189	177	211	137
うち下松市	4	3	3	1

※満期釈放者については在所中の受刑者の自己申告に基づく情報であるため、実態とは異なる場合がある。

～法務省矯正局提供データを基に下松市作成～

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本方針

第二次再犯防止推進計画や第二次山口県再犯防止推進計画などを踏まえつつ、本市の各種状況や取組の継続性などを勘案し、第一次の下松市再犯防止推進計画（以下、「第一次下松市推進計画」という。）において設定した基本方針を踏襲した以下の3つの項目を本計画の基本方針とし、関係機関などと連携を図りながら取り組んでいきます。

【基本方針】

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 関係団体との連携強化及びサービスの確実な提供
- 3 就労・住居を確保するための取組の推進

第4章 市の取組事項

【基本方針1】 広報・啓発活動の推進

犯罪をした者等が、就労・住居を確保し自立したように見えても、地域で孤立している人がいます。再犯の防止等に関する施策を推進するためには、地域の人々の理解と協力が不可欠です。

◆現状認識と課題等

（略）再犯の防止等に関する施策を効果的かつ迅速に実施するためには、（中略）効果的な広報・啓発活動の実施等が必要である。

政府においては、これまで、（中略）「再犯防止啓発月間」や「“社会を明るくする運動”強調月間」等を中心とした広報・啓発活動などに取り組んできた。

しかしながら、いまだ課題は多く、（中略）官民の関係者・関係機関の相互理解などの取組を更に進める必要がある。

～第二次再犯防止推進計画（第7 1. 再犯防止に向けた基盤の整備等）より～

◆市の取組

①「社会を明るくする運動」強調月間等における啓発活動の推進

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を含め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。また、毎年7月は「社会を明るくする運動」の強調月間であり、各地で啓発活動などが行われています。

本市では7月上旬に関係機関や関係団体などと連携して街頭啓発活動を行っており、更に、市内3中学校の協力により中学生ボランティアとして生徒が自ら街頭啓発を行い、「社会を明るくする運動」への理解を深めています。

また、毎年、市内小・中学生を対象とし「社会を明るくする運動」の作文を募集しています。全国表彰や山口県表彰のほか、本市独自で下松市推進委員会委員長表彰などの各種表彰を行い、啓発に努めています。

さらに法第6条第2項において、7月が「再犯防止啓発月間」に位置付けられていることから、「社会を明るくする運動」に合わせ、再犯防止に関する広報・啓発活動を進めます。

②民間協力者に対する表彰

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える保護司^{※1}や地域の犯罪予防を図る活動をしている民間ボランティアなどを表彰し、その活動や社会的意義について地域住民に周知を図ります。

③行政や専門機関等による相談事業の周知等

行政や専門機関等による相談事業などの周知を図ります。また、いつでも誰でも、生活に困っていることなどを気軽に相談できるように、民生委員・児童委員や福祉員、ボランティア等、地域で福祉活動に関わっている人の相談体制や各種相談に対する関係機関の連携強化に努めます。この連携強化を推進するため、市役所における再犯防止に関する相談事業の一次的相談窓口を人権推進課とし、相談内容に沿った担当部署へ繋ぐとともに、必要に応じて外部機関等との連携を図ります。

【基本方針2】関係団体との連携強化及びサービスの確実な提供

犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、保護観察所^{※2}や保護司会などの関係団体との連携を強化するとともに、行政サービス

や

福祉サービスなどを必要としている人に対し、確実にサービスを提供し、息の長い支援を行うことが必要です。

(1) 関係団体の活動促進等

◆現状認識と課題等

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられている。(中略)

民間協力者のうち、保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行う

などの活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在である。（中略）

また、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根差した幅広い活動を行う更生保護女性会^{※3}やBBS会^{※4}等の更生保護ボランティア（中略）など、数多くの民間協力者が（中略）、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない活動を行っている。（中略）

保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいる。（中略）保護司組織の運営を含む保護司活動の支障となる要因の軽減等について検討を進め、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要がある。

～第二次再犯防止推進計画（第5 民間協力者の活動の促進等のための取組）より～

◆市の取組

①保護司の人材確保

保護司は、地域の犯罪予防を図るための活動、地域の安全・安心の担い手として多面的な役割が期待されています。光・下松保護区保護司会下松支部が開催する保護司候補者検討協議会で保護司適任者の推薦をすることにより、保護司の人材確保に努めます。

②保護司会等への活動支援

更生保護サポートセンター^{※5}は、保護司をはじめとした更生保護ボランティアの地域における活動拠点として設置され、光・下松保護区保護司会更生保護サポートセンターは、光市に設置されています（令和6年4月1日時点）。

一方、保護司の安全確保や保護司活動に伴う保護司とそのご家族の負担軽減を図る観点から、自宅以外で身近に面接を行うことのできる場所の確保が課題となっています。

そこで、現在、構想されている下松市地域福祉拠点施設整備において、更生保護サポートセンター（仮称）の設置を計画することで、保護司などの更生保護ボランティアの活動に対してより円滑な支援を図っていきます。

また、これと合わせ、保護司会、更生保護女性会等が開催する会議への参加などにより、関係団体と連携しながら活動の支援に努めていきます。

③薬物乱用防止指導員^{※6}との連携による啓発

「社会を明るくする運動」において、薬物乱用防止指導員によるチラシなどの啓発物品の配布を通じ、規制薬物の乱用が犯罪行為であることや薬物乱用の恐ろしさを周知します。また、薬物乱用防止指導員は、児童や生徒に対する薬物乱用防止に関する教育に携わります。

④地域の見守り活動の推進

平成17年4月に施行した「下松市安全安心まちづくり条例」のもと、市、

市民、事業者等は、それぞれの役割を果たしつつ協働して安全意識の高揚、安全活動を推進し、安全で安心して生活することができる地域社会の実現を目指しています。

犯罪の抑止につながる取組として、地域の目となる地域防犯ボランティアによる見守り活動を推進することなどにより、安全で安心な地域づくりに努めます。

⑤「やまぐち再犯防止推進ネットワーク」の活用

国や県、市町、関係機関・団体で構成する「やまぐち再犯防止推進ネットワーク」を活用して、再犯防止の取組にかかる情報収集や関係者間での相互連携を図ります。

(2) 保健医療・福祉サービス等の利用

◆現状認識と課題等

高齢者や知的障害、精神障害のある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること、支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があることなどの課題もあり、これらの課題に対応した取組を更に進める必要がある。

～第二次再犯防止推進計画（第2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組）より～

◆市の取組

①矯正施設^{※7}等との連携

自立が困難な矯正施設出所者等が出所後速やかに保健医療・福祉サービス等を受けることができるよう、山口県地域生活定着支援センター^{※8}、矯正施設、保護観察所等との連携強化を図ります。また、関係機関に対し、本市が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努め、関係機関との情報共有を図ります。

②地域における福祉的支援

保健医療・福祉サービスは、犯罪をした者等であるか否かにかかわらず提供されます。保護司、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などとの連携により、日常生活における福祉的支援を進めます。

③地域福祉計画等への対応

高齢者や障害者への福祉的支援は、地域福祉計画などに反映されており、犯罪をした高齢者や障害者も確実に支援に繋げることが重要です。このため、令和3年3月に策定した第四次下松市地域福祉計画において「再犯防止施策

の推進」を盛り込み、下松市再犯防止推進計画に基づく施策の推進に努めることとしています。

(3) 非行の防止と就学支援

◆現状認識と課題等

我が国の高等学校への進学率は、98.8パーセントであり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、入所受刑者の33.8パーセントは高等学校に進学しておらず、23.8パーセントは高等学校を中退している。また、少年院^{※9}入院者の24.4パーセントは中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9パーセントは高等学校を中退している状況にある。

(中略)依然として、少年院出院時に復学・進学を希望している者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題もある。

(中略)また、非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要がある。

～第二次再犯防止推進計画(第3 1 学校等と連携した修学支援の実施等)より～

◆市の取組

①各種相談窓口の周知

非行・犯罪の専門機関である少年鑑別所^{※10}の専門性を生かし、非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校でのトラブルなどの相談に応じる「法務少年支援センター山口(山口少年鑑別所)^{※11}」の周知を図ります。

非行・虐待等の少年に関する相談、不良行為少年・非行少年やその家庭に対する指導・助言等を行う「少年サポートセンター^{※12}」の周知を図ります。

②小・中学校における取組

市内各小・中学校における薬物乱用防止に関する教室や情報モラルに関する研修会などの開催、小・中学校で連携した生徒指導に関わる情報交換、定期的な教育相談や生活アンケートの実施、生徒指導連絡協議会の開催などを通じ、児童・生徒の非行の未然防止に努めます。

問題行動などを起こした児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーと本人や保護者との面談、個別指導による学習支援、保護観察所や保護司との緊密な連携・情報共有、必要に応じスクールソーシャルワーカー^{※13}を派遣することなどにより、本人の立ち直りを支えます。

【基本方針3】就労・住居を確保するための取組の推進

犯罪をした者等が安定した生活を送るためには、就労・住居の確保が必要不可欠

です。しかし、犯罪をした人の雇用や入居には拒否感を持たれることが多く、支援が求められています。

（１）就労の確保等

◆現状認識と課題等

不安定な就労が再犯の要因になっている（中略）。

（中略）依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないことなどの課題があるほか、職業訓練を社会復帰後の就労に結び付くものとしていく必要があるとの指摘もある。

これらの課題に対応するため、適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主^{※14}の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援、（中略）等を更に充実させる必要がある。

～第二次再犯防止推進計画（第１ １．就労の確保等）より～

◆市の取組

①生活困窮者自立支援事業^{※15}等による支援

生活困窮者自立相談支援事業による支援を通じ、生活の安定を図ります。
また、公共職業安定所などと連携し、就職及び就労の定着を図ります。

②就労継続支援や就労定着支援などによる障害者への就労支援

障害者に対しては、就労継続支援や就労定着支援などの障害福祉サービスの利用へ繋げることで、障害者に就労機会を提供し、能力等向上のための訓練を行うとともに、障害者の就労の継続を図るため、相談、指導及び助言などの支援を行います。

③就労を希望する障害者に対する相談体制

就労を希望する障害者などが抱える課題に応じ、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所、相談支援事業所などと連携し、就業や生活面での支援を行います。

④協力雇用主に対する支援

犯罪等の前歴のために定職に就くことが難しい保護観察対象者や矯正施設出所者などを雇用し、改善更生に協力する民間雇用主、いわゆる協力雇用主についての周知を図ります。

⑤刑務作業等への支援

受刑者の社会貢献意識の高揚に繋げるため、矯正施設等が行う啓発活動や刑務作業製品の販売等への支援を検討します。

(2) 住居の確保等

◆現状認識と課題等

適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから明らかのように、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つといえる。(中略)

しかしながら、依然として、満期釈放者のうちの約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が進まない場合があるなどの課題もある。(中略)

～第二次再犯防止推進計画（第1 2. 住居の確保等）より～

◆市の取組

①公営住宅の受け入れ等

公営住宅の募集状況などについて、市広報「潮騒」や市ホームページなどを活用し情報提供を行います。

②生活困窮者自立支援事業住居確保給付金^{※16}の活用

生活困窮者自立支援事業住居確保給付金を活用し、生活の基礎となる住居の確保を図ります。

③住宅確保要配慮者に対する居住支援

山口県居住支援協議会^{※17}が開催する協議などを通じ、特別な事情を有するため民間賃貸住宅に入居が制限されるなど、住宅を確保することが難しい住宅確保要配慮者に対する居住支援について研究を進めます。

第5章 「下松市再犯防止推進計画策定委員会」の設置等

1 下松市再犯防止推進計画策定委員会

「下松市再犯防止推進計画」の策定に当たり、民間団体や地域の人など、幅広い人からのご意見を参考にするため「下松市再犯防止推進計画策定委員会」を設置しました。

2 下松市再犯防止推進計画推進本部

「下松市再犯防止推進計画」の策定に当たり、庁内に「下松市再犯防止推進計

画推進本部」を設置しました。計画策定後は、「下松市再犯防止推進計画推進本部」において、計画の進行管理、計画の方向性や内容の見直しなどを検討します。

3 下松市再犯防止施策推進協議会

「下松市再犯防止推進計画」策定後に、関係機関や地域の人等で構成する「下松市再犯防止施策推進協議会」を設置します。関係機関と連携して、当面する課題や対応の情報共有を図るとともに、今後の再犯防止に関する取組の方向性などを検討します。

資 料

下松市再犯防止推進計画策定委員会設置規則

令和3年3月30日

規則第13号

（設置）

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条及び下松市附属機関設置条例（令和3年下松市条例第5号）の規定に基づき、下松市再犯防止推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、下松市再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 計画の策定に関すること。
- （2） その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

（組織等）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、別表に定める関係団体等からの推薦を受けた者又は市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、市長が指名する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めるときに招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求めることができる。

（秘密保持）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後

も同様とする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部人権推進課において処理する。

（令5規則11・一部改正）

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第11号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	関係団体等
公的機関	山口保護観察所
	山口刑務所
	山口少年鑑別所
	岩国刑務所
	下松公共職業安定所
	下松警察署
民間協力団体等	光・下松保護区保護司会
	更生保護女性会
	薬物乱用防止推進委員
社会福祉団体	山口県地域生活定着支援センター
	下松市社会福祉協議会
	下松市民生児童委員協議会
自治会	下松市自治会連合会

下松市再犯防止推進計画策定委員会委員名簿

(任期：2024年11月1日～2025年3月31日)

関係機関・団体名	職・委員氏名
国・県関係機関	
山口保護観察所	所長 久保 和慎
山口刑務所	主任副看守長 安部 徹
山口少年鑑別所	首席専門官 有江 宣弘
岩国刑務所	首席矯正処遇官 松尾 一宏
下松公共職業安定所	統括職業指導官 市里 悦実
下松警察署	生活安全課係長 古谷 敦規
民間協力団体	
光・下松保護区保護司会下松支部	支部長 蔵田 幸男
下松市更生保護女性会	会長 森氏 加代子
山口県薬物乱用防止推進員周南地区協議会	会長 猪本 英雄
社会福祉関係団体	
山口県地域生活定着支援センター (社会福祉法人山口県社会福祉協議会)	部長 大河原 修
社会福祉法人下松市社会福祉協議会	事務局長 廣石 順丈
下松市民生児童委員協議会	会長 藤江 旬仁
自治会	
下松市自治会連合会	会長 田中 豊

(順不同、敬称略)

下松市再犯防止推進計画推進本部設置要綱

令和元年9月5日

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）の規定に基づき、下松市再犯防止推進計画（以下「計画」という。）の策定及び進行管理を行い、もって再犯防止の推進を図ることを目的として、下松市再犯防止推進計画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 再犯防止の推進に関すること。
- (2) 計画の策定及び進行管理に関すること。
- (3) その他本部の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

第4条 本部長は、本部を総理し、本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、本部長の職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が必要と認めるときに招集する。

2 会議の議長は、本部長をもって充てる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は健康福祉部長を、副幹事長は人権推進課長をもって充てる。

4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事会は、本部長の命を受けて本部の事務を処理する。

6 幹事会の会議は、幹事長が必要と認めるときに招集する。

7 前項の幹事会の会議の議長は、幹事長をもって充てる。

(令5. 3. 31・一部改正)

(参考人の出席)

第7条 本部長は推進本部の会議に、幹事長は幹事会の会議に、必要に応じ参考人の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、健康福祉部人権推進課において処理する。

(令5. 3. 31・一部改正)

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月6日から施行する。

附 則(令和2年10月30日)

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(令2. 10. 30・令5. 3. 31・一部改正)

職名
企画財政部長
総務部長
地域振興部長
生活環境部長
健康福祉部長
こども未来部長
建設部長
教育部長

別表第2(第6条関係)

(令2. 10. 30・令4. 4. 1・令5. 3. 31・一部改正)

職名
技術監理課長
地域政策課長
産業振興課長
生活安全課長
地域福祉課長
人権推進課長
こども家庭課長
住宅建築課長
学校教育課長

用語解説

保護司 (※1)

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。犯罪や非行をした人が社会復帰をしたとき、速やかに社会生活を営めるように住居や就職先の調整や相談を行っています。

保護観察所 (※2)

犯罪や非行をし、家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放になったもの、保護観察付刑執行猶予となったものに対して、保護観察を行う法務省の機関です。更生保護^{※18} 及び医療観察の実施機関として、保護観察、生活環境の調整などの事務を行っています。

更生保護女性会 (※3)

更生保護に関する広報活動、地域の犯罪予防活動、犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動に協力する女性ボランティア団体です。

BBS会 (※4)

BBS (Big Brothers and Sisters Movement) は、「兄」や「姉」のような身近な存在として接しながら、少年が健全に成長していくことを支援する青年ボランティア団体です。

更生保護サポートセンター (※5)

保護司をはじめとした更生保護ボランティアの地域における活動拠点として、また、地域の安全・安心の拠点として全国各地に設置されています。

薬物乱用防止指導員 (※6)

県の委嘱を受け、薬物乱用防止の啓発活動を行うボランティアの人をいいます。

矯正施設 (※7)

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人指導院を指します。

地域生活定着支援センター (※8)

福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した人などが、安定した日常生活が送れるよう生活の環境を整えるとともに、このような人を受け入れる地域社会づくりに取り組んでいます。

少年院 (※9)

保護処分の執行を受ける者などを収容し、矯正教育や必要な処遇を行っています。

少年鑑別所 (※10)

家庭裁判所等の求めにより、少年の心身の鑑別^{※19}、観護処遇、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行っています。

法務少年支援センター山口（山口少年鑑別所） (※11)

非行・犯罪の専門機関である少年鑑別所の専門性を生かして、地域の人との相談などに応じる際に使用する名称です。

少年サポートセンター (※12)

少年問題に関する専門組織であり、全都道府県警察に設置しています。少年警

察活動の中心的な役割を果たす組織として、補導活動、関係機関などとの情報交換や意見交換などを行っています。

スクールソーシャルワーカー (※13)

いじめや不登校など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家をいいます。

協力雇用主 (※14)

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが難しい刑務所出所者などを、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主をいいます。

生活困窮者自立支援事業 (※15)

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者に対し、その者に対し自立の支援に関する措置を講じ、自立の促進を図ることを目的としています。

生活困窮者自立支援事業住居確保給付金 (※16)

離職などの理由により経済的に困窮し、住宅に住むことが困難となっている生活困窮者で、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められる者に対し支給する給付金をいいます。

居住支援協議会 (※17)

住宅確保要配慮者への支援のあり方などを協議する場として、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立しています。

更生保護 (※18)

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を推進しようとする活動をいいます。

鑑別 (※19)

医学、心理学などの専門的知識及び技術に基づき、非行や犯罪に影響を及ぼした資質や環境上の問題を明らかにし、処遇に資する適切な指針を示すために行います。